

地域ささえあい活動支援事業について（お知らせ）

地域住民主体の「通いの場」を助成します！

～「通いの場」を立ち上げませんか？～



「通いの場」は、地域住民が主体となって運営する「住民同士が気軽に集える居場所」のことをいい、人と人が交流を深めることで「ささえあいの地域づくり」につながります。当町では、この「通いの場」が重要であると考え、補助金を創設しました。

古座川町地域ささえあい活動支援事業補助金（概要）

Q1 どのような団体を対象にしていますか？

原則月1回以上の活動があり、地域住民主体の通いの場を運営する団体です。
※ただし、当該補助金は介護保険を財源としているため、参加者の半数以上が65歳以上の団体とします。

Q2 どのような事業が補助の対象になりますか？

運動機能向上・地域交流を目的としたレクリエーション等です。

Q3 補助金の額はいくらですか？

立ち上げに関する補助……最大7万円（1か所につき1回のみ）
運営に関する補助 ……参加人数：3人～9人 → 最大2万5千円/年度
……………参加人数：10人以上 → 最大3万5千円/年度
※「運営に関する補助」について、年度途中から補助事業を開始した場合は、開始月から当該年度末までの月割り計算した額が最大となります。

Q4 どのような経費が補助の対象になりますか？

立ち上げに関する補助……印刷製本費（例：ちらしの作成）等
……………備品購入費（例：運動器具の購入）等
運営に関する補助 ……保険料（例：スポーツ安全保険の加入）等
……………報償費（例：講師への謝礼）等



◎その他、申請手続きや制度内容の詳細については、役場健康福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ
古座川町保健福祉センター内 健康福祉課
☎0735-67-7112